

平成 年 月 日
 県税事務所長 様
 ※処理事項
 受付印
 解散法人の所在地
 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)
 (ふりがな) 解散法人の名称
 (ふりがな) 清算人自署押印
 経理責任者自署押印

従前の事業種目
 資本金の額
 又は出資金の額
 資本金等の額
 円

平成 年 月 日 解散の道府県民税の申告書

事業税		道府県民税	
清算所得金額の総額	⑲	法人税法の規定によって計算した法人税額	①
課税標準となる清算所得金額	⑳	法人税法第100条の規定による所得税額の控除額	②
事業税額 (⑳ × $\frac{100}{100}$)	㉑	課税標準となる法人税額 (①+②)	③
既納付の確定した所得割額		2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	④
平成		法人税割額 (③又は④ × $\frac{100}{100}$)	⑤
平成		利子割額の控除額 (控除した金額 ㉒)	⑥
平成		差引法人税割額 (⑤-⑥)	⑦
平成		既納付の確定した法人税割額	
平成		平成	
平成		平成	
平成		平成	
計	㉒	計	⑧
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額	㉓	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	⑨
この申告により納付すべき事業税額 (㉑-㉒-㉓)	㉔	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (㉕)	⑩
解散登記の日	平成 年 月 日	この申告により納付すべき法人税割額 (⑦-⑧-⑨+⑩)	⑪
残余財産確定の日	平成 年 月 日	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑫
この申告に係る残余財産分配予定日	平成 年 月 日	円 × $\frac{⑫}{12}$	⑬
利子割額 (控除されるべき額)	㉕	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑭
控除した金額 (⑤と㉕のうち少ない額)	㉖	この申告により納付すべき均等割額 (⑬-⑭)	⑮
控除しきれなかった金額 ㉕ - ㉖	㉗	この申告により納付すべき道府県民税額 (⑪+⑮)	⑯
既に還付を請求した利子割額	㉘	特別区分の課税標準額	⑰
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (㉕-㉖-⑯)	㉙	同 上 に対する 税 額 (⑰ × ⑳)	⑱
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉚	市町村分の課税標準額	⑲
還付請求		同 上 に対する 税 額 (⑲ × ㉚)	㉚
利子割額	㉛	東京都に申告する	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	口座番号 (普通・当座)	銀行 支店	

関与税理士 署名押印 (電話)